

金融ADRが市場に及ぼす影響

山口大学 石田 成則

1. はじめに

共通論題において報告者に与えられたテーマは、「金融ADRが市場に及ぼす影響」である。金融ADRの概要、関連法規の整備状況などについては概観するとどめ、「リスクと情報」の視点から、金融ADRが保険市場、取引に及ぼす影響を考察する。

2. 保険契約者・消費者から見たリスク

金融商品・サービスの多様化や高度化により、それに内包されるリスクの実相はますます見えにくくなっている。保険についても、消費者ニーズに呼応して、またIT技術をはじめとした技術革新により、その商品内容や仕組み自体が複雑化している。元来、保険契約には各種のオプションが組み込まれており、それはオプション・パッケージともいえる。近時では、こうした特徴を活かして、家計の資産管理に直結するアカウント型などの保険商品も開発され、販売されている。しかしながら、保険期間中の金利変動により予定利率が変化し、支払い保険料の金額が増減するなどの危険性もある。また、超のつく高齢化進行のなかで、第三分野保険、医療保険が脚光を浴びているものの、主契約・単品商品に付けられた各種の特約が保険金不払い問題を引き起こす要因にもなった。こうした保険商品では、約款に記載されている補償内容や免責条項が分かりづらく、多くのトラブル原因ともなっている。もちろん、販売・契約時点で説明が不十分であったことも一因であるが、複雑な商品設計がこうした事態を誘引している側面もある。

いずれにせよ、本来的に理解しがたい、説明の難しい商品内容であったものが、保険自由化後の商品開発競争なかで、また契約者の利便性や選択性の名のもとに、その複雑性に拍車が掛かった感は否めない。現在はこうした商品設計上の問題は

【創立 70 周年記念大会】

共通論題

報告要旨：石田 成則

少しずつ解消されているものの、販売チャネルの多様化や製販分離の状況下にあつて、販売・契約時の分かりやすい説明にはなお工夫の余地が残されている。

3. 保険契約者保護のための重層的な構造

保険商品の特殊性にあつて、契約者を保護するために、これまでも重層的なスキームが構築されている。行政側は、商品内容や料率設定に関する許認可や保険募集にかかる行為規制により、契約者に不利益が及ぶことを未然防止してきた。近年では、金融商品取引法を保険業法に準用する形で、苦情やトラブル原因となる当事者間の情報格差について、それを埋めるための方策も講じている。また、保険市場や資本市場からの審判（市場規律）や消費者団体からの要請・要望も、保険契約者保護に資するものである。さらに、外部からの影響や圧力も受けながら、会社のガバナンス体制を整える自己規律も重要である。こうした枠組みのなかで、業界団体主体・主導のADRを適切に位置づけ、契約者保護に果たす役割を考える必要がある。

4. ADRの望ましい制度設計への提言

今般整備された金融ADRについては、各指定紛争解決機関の動向も踏まえて、不断の改善を積み重ねていくことになる。そこで、以下のような視点から、金融ADRが保険市場における取引費用や商品性の革新などに及ぼす影響を整理し、これからの環境変化に適合した望ましいあり方を模索する。

- 1) ADRのコストとベネフィットをどのように捉えるのか？
- 2) ADRは取引当事者の行動や選択にどのような影響を及ぼすのか？
- 3) 実効性の観点から、説明責任や損害賠償のあり方をどう考えるのか？
- 4) 他の機関・ADRとの連携や情報共有のあり方をどうするのか？
- 5) 保険契約者保護スキームを重層的、横断的にどのように仕組むのか？